第47回熊本市都市計画審議会議事録

1　案件

＜議案＞

議案第47号の1

熊本都市計画道路の変更

熊本都市計画道路 1・4・6号 中九州横断道路大津熊本線

議案第47号の2

熊本都市計画下水道の変更

＜意見聴取＞

熊本市景観計画の一部改正について（意見聴取）

＜その他＞

集落内開発制度の災害リスクへの対応について（報告）

2　審議会の日時及び場所

日時　令和4年（2022年）7月 5日（火）　午後1時30分開会

場所　熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会室

3　委員等

別紙のとおり

4　議事の経過

（1）開会

【事務局】

会議の開催前ではございますが、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止対策に努めて本都市計画審議会を開催したいと考えております。

受付時の検温や感染防止チェックリストへのご記入のご協力を賜りまして、感謝申し上げます。定刻前ではございますが、資料のご確認を始めさせていただきます。

お手元にある黄色のファイルを開いて頂きますと、右肩の数字で①次第、②配席図、③委員名簿、④議案という順に綴っております。不足などございませんでしょうか。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 47 回熊本市都市計画審議会を開催いたします。本日は委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。私、本日の進行を務めます都市政策課の小原でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

審議会の成立要件でございますが、熊本市都市計画審議会条例第5条第2項に全委員の1/2以上と規定しております。本日は22名の委員のうち、代理出席も含めまして19名の委員にご出席を頂いております。なお、髙本委員・森委員におかれましては、ご都合により遅れて参加されることとなっております。

次に、審議会の公開についてでございますが、熊本市都市計画審議会運営要綱第9条に基づき、本日の審議は公開としております。

それでは、これより審議に移らせていただきます。本日は議案が2件、意見聴取が1件、その他報告が1件としております。それでは運営要綱第5条第1項に基づき、この後の進行は溝上会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【溝上会長】

皆様こんにちは。私が会長になってから始めました午前中の現地視察ですが、大雨ということで、今日は中止することにいたしました。今はすっかり止んでいますが、行っていたら大変なことになっていた可能性もありますので、正しい判断だったかと思います。今回は残念ながら現地は見れませんでしたけども、前回少し見ていますので、その記憶をたどっていただいて審議を深めていただきたいと思います。

それでは、委員の皆様、本日の審議どうぞよろしくお願いいたします。それではまず、運営

要綱第10条第3項の議事録の署名については、本間委員と植村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【本間委員、植村委員】
了承。

【溝上会長】
本日傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

【事務局】
いらっしゃいません。

（2）議案
【溝上会長】
それでは次第の2、議案の審議を始めたいと思います。
議案47号の1、熊本都市計画道路の変更 熊本都市計画道路1・4・6号 中九州横断道路大津熊本線の議案について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】
議題47号の1についてご説明いたします。
まず、今回変更しようとする都市計画の概要でございます。現在、熊本都市圏では、広域交流を支援する道路として、「2環状11放射」の道路網の形成を目指しております。中九州横断道路は、これらの放射道路の一つとして、都市の骨格を形成する道路に位置付けております。
その中九州横断道路ですが、大分市から熊本市に至る延長約120kmの高規格道路です。交流促進や大規模災害時等における救助・救急活動、広域的な物資輸送の円滑化などへの寄与が期待されるものでございます。令和2年1月には、このうち約14kmの中九州横断道路大津熊本線のルートと幅について、都市計画決定をしております。今回、道路設計の進捗に伴い、道路本体を構成する法面や道路排水施設等の道路構造が明らかになったため、(仮称)合志ICから(仮称)熊本北JCTまでの 約9.1kmについて、 都市計画決定の幅を変更するものとなります。
こちらは大津熊本線の位置および概要になります。位置は、合志市上之庄から熊本市北区大鳥居町・明徳町付近でございまして、スライド中央のユーパレス弁天の西側を通過し、北熊本スマートICの南側で九州自動車道と接続いたします。その中で、市決定の区間は、赤で示した約1ｋｍの範囲となります。
こちらは、大津熊本線 14km の全体ルートを示したものでございます。今回都市計画変更を行うのは、合志ICから熊本北JCTまでの約9.1kmとなります。下段に、今回都市計画変更のイメージを標準断面で示しております。青色の旗揚げが当初都市計画決定の範囲で、今回は、赤色のとおり、法面等を含めた道路幅で変更しようとするものでございます。
それでは、変更する計画書についてご説明いたします。道路の都市計画においては、「種別」「名称」「位置」「延長」「構造」、そして図面にて「区域」等を定めることとなっております。左側から、種別は自動車専用道路です。位置は、起点が合志市大字竹迫字東岩迫、終点が熊本市北区明徳町です。延長は、約12,270mで変更は無く、構造形式については、“嵩上式”や“地表式”などとなっております。車線数は4車線、幅員は20.5mでございます。また、合志市内に出入口を2か所、熊本市内にJCTを1箇所設けます。このうち熊本市域内の約1kmの区域を熊本市が都市計画に定めます。なお、今回、総延長は変更ございませんが、詳細な設計を踏まえ、構造形式ごとの区間延長が変更となっております。
こちらは、変更する（仮称）北熊本JCT周辺の区域図でございます。真ん中付近の薄い青着色部が九州自動車道で、薄い赤着色部の範囲が当初の都市計画決定区域となります。今回、路面幅を保護する盛土法面や道路排水施設の幅などとして、濃い赤着色部を計画区域に追加するものでございます。次に、計画断面ですが、こちらがａの断面図になります。青色が当初の都市計画決定範囲で、赤色が変更後となります。こちらがｂの断面図になります。

続きまして、審議の観点について３点ご説明いたします。１点目は、「都市計画変更の必要性に関すること」でございますが、本計画道路の整備を促進するため、整備に必要な区域を明確化するとともに、住民との合意形成の促進を図るため必要としております。２点目は、「行政機関との調整等に関すること」です。これについては、今回、NEXCO や道路管理者、交通管理者等と協議し、「意見無し」と回答を得ております。3 点目は、「市民及び利害関係人の意見に関すること」です。住民説明会においては、都市計画案の修正が必要となるようなご意見はございませんでしたが、「提出できる意見書の内容」や「事業期間」に関するご意見、ご質問などをいただきました。なお、都市計画案の縦覧では、意見書の提出はございませんでした。

次にスケジュールについてご説明いたします。4 月下旬に、県市で住民説明会を開催し、その後、関係機関と協議を行ったのち、5 月 24 日～6 月 7 日に都市計画変更案の縦覧を行いました。そして、本日、審議会でご審議いただいたのち、県の区間と合わせて７月中を目途に都市計画決定の告示を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【溝上会長】

ありがとうございました。ただ今ご説明いただきました議案 47 号の 1 につきまして、何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

【田上委員】

今回は道路幅を広げるという都市計画決定ですけども、どうして最初からその幅にしなかったのでしょうか。二度手間になってはいませんか。

【事務局】

事業を段階的に進めていくにあたり、整備に必要なルート等をできるだけ早く皆様にお示しして周知を図っていくということと、住民の方々の合意形成にもつなげていきたいということで、概略設計等が整った段階で令和２年に都市計画決定させていただいたところです。

【田上委員】

専門家の皆様であれば、道路幅がこのくらい必要であろうというのは想定できたのではないかと思うことが１点。それからもう１点は、二度にわたってするのであれば、自分の土地も買収にかかるということで、いろいろな動きも出てきて、用地買収に支障を来たすということにはなり得ないんでしょうか。一挙に幅を決めて進めれば何度も手間がかかる必要はないというのが、先程の質問の趣旨です。

【事務局】

前回の都市計画手続時には、まだ現地の詳細な測量に入れていない状況の中で、路面幅にて都市計画決定させていただいています。

その後、現地での測量や関係機関との協議等を行っており、今回は、現場の地形等を踏まえた設計となったところで、精度が高くなったものとなっております。

今後、地元説明会の中で事業に買収が必要な用地を提示するなど、地元の方と協議の上で事業が進むものと考えております。

【溝上会長】

本日は事業主体の熊本河川国道事務所の調査第二課からもお越しいただいておりますので、事業内容など必要に応じてお答えいただきますようよろしくお願いいたします。

【森下委員（三保木代理）】

この中九州横断道路は国のほうで事業をさせていただいておりまして、今の件で申しますと事業には段階があります。まずは計画段階で道路の車線数や幅員を明らかにして、都市計画決定をさせていただいたということになります。

今は、現地に測量に入って、もちろん平らではございませんので、低い土地もあれば高い土地もあるということで、パワーポイントには模式的に書いてありますが、都市計画決定の幅が場所によっては結構変わっております。それは資料をご覧いただいても分かると思いますが、そういったところを明らかにさせていただきましたので、それぞれの区間の実情に応じて幅を今回決定させていただくということになっているものでございます。

【溝上会長】
ありがとうございました。他に何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。
それでは無いようでしたら原案どおり議決したいと思いますがよろしいでしょうか。

【委員一同】
了承。

【溝上会長】
ありがとうございました。それでは議案47号の1については原案どおり議決いたしました。それでは、議題47号の2「熊本都市計画下水道の変更　熊本公共下水道」の議案に移りたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】
議題47号の2についてご説明いたします。熊本都市計画下水道では「下水道の名称」「排水区域」「下水管渠」「その他の施設」を位置付けております。今回は「汚水の排水区域」と「その他施設」において変更を行うものです。
まず、変更に至った背景及び概要でございます。上段に示しますように、公共下水道は公共用水域の水質保全、生活環境改善などを目的に、都市施設として都市計画に定め、事業を推進しております。一方、農村集落部で運用しております農業集落排水事業におきましては、人口減少に伴う使用料収入の減少が見込まれる中、施設老朽化による更新時期を迎えることなどから、適切な運営管理が困難になることが想定されております。そこで今回、農業集落排水事業等を公共下水道事業へ統合し、効率的な施設運営や維持管理を行うため、排水区域の追加を行うものです。また、汚水ポンプ場のうち、汚水管の切替えなどにより不要となったものについて、下水道施設の削除を行います。
ここで、参考としまして農業集落排水について簡単にご説明いたします。本市では、「公共下水道」、「農業集落排水」、「合併処理浄化槽」の、主に3種類の生活排水処理がございます。このうち、農村部の集落における　し尿、生活雑排水などの汚水等を集めて処理場で処理を行うものが「農業集落排水」となります。処理方式としては、右側に示すとおり、公共下水道と同様、下水管で集めて処理場で処理を行う「集合処理」に該当いたします。
それでは、今回の変更内容を計画書によりご説明いたします。左側が今回変更で、右側が現在、備考欄には増減を示しております。2の「排水区域」については、今回約182haを追加し、約13,419haとなります。また、4の「その他の施設」については、島崎ポンプ場と南熊本ポンプ場を今回削除いたします。
まず、「排水区域の変更」箇所についてご説明いたします。少し見えにくいですが、薄い赤色の範囲が現在の公共下水道の排水区域でございます。そのような中、今回、農業集落排水事業で整備された区域としてこちらの赤丸で示します植木処理区と、城南処理区を追加いたします。また、併せて赤点線の丸で示しております、事業者の負担で下水道が整備された区域等も追加いたします。具体的な追加区域でございますが、まず、農業集落排水事業で整備された植木処理区の田底地区です。国道3号の東側で、田底小学校の周辺、濃い赤色の区域でございま

す。そして、植木処理区の山東地区でございます。九州自動車道の東側で、池の川水源の周辺、濃い赤色の区域でございます。また、同じく農業集落排水事業で整備された城南処理区です。塚原古墳公園や豊田小学校などの周辺で、濃い赤色の区域でございます。続いて、事業者の負担で整備された主な追加区域として、まず、東区小山町のえがお健康スタジアムの南側で、保育園等が整備された区域です。次に、場所は東区戸島町で、国道443号沿いの大規模な物流センターが建設された区域です。それでは、次に「その他の施設」の変更箇所についてでございます。今回、汚水管の切替えや処理区再編により不要となった島崎ポンプ場と南熊本ポンプ場を都市計画から削除いたします。まず、島崎ポンプ場の位置でございますが、中央区島崎1丁目で、黄色で示す西山中学校敷地内の一角でございます。次に、南熊本ポンプ場です。中央区萩原町で、黄色で示すとおりJR南熊本駅の南西側でございます。

続いて、2の審議の観点についてご説明いたします。1点目は、「都市計画変更の必要性に関すること」です。まず、排水区域の変更についてですが、現在の農業集落排水事業のままでは、今後、適切な運営管理が困難になることが想定される中、効率的な施設運営や維持管理が求められていること、そして、汚水ポンプ場について、汚水管の切替えや処理区再編により不要となっていること、などを挙げております。2点目は、「行政機関との調整等に関すること」ですが、今回、関係行政機関と都市計画に関する協議を行った結果、「意見無し」と回答を得ております。3点目は、「市民及び利害関係人の意見に関すること」です。住民説明会では、都市計画に関する意見はなく、使用料や公共下水道への移管時期などについてお尋ねがあっております。なお、使用料に関しては、移管後も変更は無い旨、そして、移管時期は令和8年度予定である旨、回答しております。また、都市計画法に基づく縦覧においては、意見書の提出はございませんでした。

最後にスケジュールでございます。3月から4月に住民説明会を実施しております。その後、関係機関との協議を行い、5月24日から6月7日の期間で縦覧を行いました。本日、審議会でご審議いただいたのち、県との本協議を経て、7月下旬～8月上旬を目途に都市計画決定の告示を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【溝上会長】

ありがとうございました。ただ今ご説明いただきました議案47号の2につきまして、何かご質問・ご意見はございますでしょうか。

【本間委員】

今回変更ということなんですけども、このタイミングで変更が行われるのは、どういうきっかけ、あるいは、スケジュールで変更が行われることになったのかをもう少し教えていただければと思います。定期的に何かチェックがあるのか、計画があるのか、あるいは何か大きなきっかけがあったのかというところですが、よろしくお願いします。

【事務局】

まず、農業集落排水区域の統合についてですが、こちらについては施設の老朽化や、人口減少による使用量の減少、執行体制の脆弱化というところから、汚水処理施設の事業運営の効率化といったことで、農水省、国交省、総務省、環境省の合同で文書等が通知されており、全国的にこういった広域化といったものが検討されているところでございます。

次に、下水道計画区域外からの接続の申請を受け、接続を見つめている区域についてはこういった都市計画審議会のタイミングで下水道区域に組み入れて維持管理していくものでございます。

最後にポンプ場の削除についてですが、下水道は自然流下で処理場まで運ぶ都合上、ポンプ

場といった施設が必要になってきます。こういった施設が下水道の整備・進捗に伴いまして、不要となってくるところでございます。今回廃止する２つのポンプ場は運用を止めても下水道事業に大きな支障がないところが確認出来たので、このタイミングで削除させていただいているところでございます。

【本間委員】
全国的に進められているということなんでしょうか。

【事務局】
熊本市だけの取り組みではなく、全国的に広域化の動きがとられています。

【本間委員】
はい、わかりました。

【溝上会長】
実施が令和８年とはかなり先の話ですが、工事や運用までにはそのくらい時間がかかるということでしょうか。

【事務局】
都市計画決定させていただいた後には、接続の詳細設計を実施することとなります。また、農業集落排水から公共下水道に移管されることに伴う問題を解決すべく、上下水道局と本庁部局でワーキンググループを開催して、問題解決に向けて検討しているところです。
その課題の一つとして、農業集落排水から公共下水道までの接続工事が必要になりますので、令和８年度を目標とさせていただいているところです。

【溝上会長】
ありがとうございました。他に何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。無いようでしたら原案どおり議決したいと思いますがよろしいでしょうか。

【委員一同】
了承。

【溝上会長】
ありがとうございました。それでは議案 47 号の 2 についても原案どおり議決いたします。本日の議案は以上でございます。
それでは、次第の 3、意見聴取が１件ございます。『熊本市景観計画』は今年度計画の改正を予定されております。景観法に基づき、計画策定及び改定の際に都市計画審議会にて意見聴取することとなっております。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】
熊本市景観計画の一部改定についてご説明いたします。
まず、熊本市景観計画についてでございます。景観計画では、市全域を景観計画区域とし、熊本らしい景観の形成を推進するため、一定の基準を設けまして、良好な景観形成を推進しているところです。基準については、位置、高さ、形態などを定め、一定規模以上の建築行為を行う場合は、景観法に基づく届出対象とし、基準に適合するように届出者に対して求めております。
届出については、市全域を大規模行為届出の対象地区としつつ、加えて、本市の骨格となるような幹線道路沿いを特定施設届出地区、景観形成を推進するための重要な地区を景観形成地区と定めており、各種届出を求めております。
届出の対象物としましては左下にお示ししますとおり、一定規模以上の建築物、工作物など

でございますが、今回、太陽光発電施設を対象物に追加するものでございます。
　こちらは、今回の改定の背景と概要でございます。太陽光発電施設などの再生可能エネルギーの導入が全国的に増加しておりますが、一定の規模を超える場合は、景観への影響が懸念され、計画時に一定の景観配慮が必要と考えられますが、現在、届出の対象外となっております。そこで、太陽光発電施設について、景観法に基づく届出対象行為として位置付け、良好な景観誘導を図っていくため、施設に関する景観形成基準を新設し、一定規模以上の場合は、基準に適合するよう求めるため景観計画の一部改正を行うものでございます。
　こちらには、新設します基準（案）を載せております。位置・高さ、形態、色彩・材料、敷地の緑化について、それぞれ記載している内容で検討しております。例えば、“位置・高さ”について、「周辺からできるだけ見えないような位置」を求めたり、“形態”について、「パネルの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど」を求めることとしており、その他“色彩・材料”や“敷地の緑化”に関する内容も設定することとしております。
　こちらは、4 月末から実施した素案に関するパブリックコメントでの主なご意見でございます。ご意見としましては、1 段目のとおり、「明確な基準が分かるよう定量的な表現を検討した方が良い」とのご意見や、2 段目に示しますように、「営農型架台の太陽光発電施設において農作物の生育や農作業に配慮し、過度な規制・要求とならないようにしてほしい」とのご意見、そして、3 段目のように、「上からや横からの外観デザインについても考慮する必要がある」などのご意見をいただいております。
　これらに対する市の見解につきましては、右側に示すように、“可能な限り定量化に努めること”、や、“付帯する機能等を満たすことを前提に措置を施すよう求めていくこと”などとしております。
　最後にスケジュールでございます。上段の「規則」につきましては、パブコメ等を経まして既に公布しており、下段の「景観計画」につきましては、今回の都市計画審議会や景観審議会からのご意見を伺った後に、景観計画の改定を行い、パンフレットなどで周知期間を設けまして、10 月から届出を開始する予定でございます。
　説明は以上となります。

【溝上会長】
　ありがとうございました。意見聴取でございますけれども、都市計画上で何らかの不都合があるのではないか等ございましたら意見を申し述べることが出来ますので、何かご意見等があればどんどん出していただきたいと思いますがいかがでしょう。

【松村委員】
　この基準が守られてるかどうかはどこで判断されるのですか。

【事務局】
　届出制につきましては、建築物を建てるときや工作物を造るとき、今回でありますと太陽光パネルの施設が設置される 30 日前に届出をしていただいて、景観形成基準に基づき確認をさせていただいた上で支障ないものに対して施工していただくというような流れになります。

【松村委員】
　聞きたいのは、施工した後に届出のとおりにできたかどうかの確認ということです。

【事務局】
　届出制なので、確認までは致しておりません。

【松村委員】
　そうすると、これは守られなくても努力義務にすぎないということになるのですか。

【事務局】
景観上の配慮をお願いしているところです。

【松村委員】
実効性がないという気がしますので、そのあたりを検討してもらったほうがいいと思います。

【溝上会長】
これは景観条例とは別のスキームですか、条例に基づいた計画ですか。条例ということであれば守らなければならない項目が書かれてるのではないですか。計画そのものは条例に基づいて作ると思いますが、そのあたりはどうなっていますか。

【事務局】
法律・条例、それから規則に基づき届出を求めています。今回の案件は委員がおっしゃるように、届出勧告制でございます。なお、守られてないときというお話がございますが、条例上では勧告等の手段は用意されていますので、まずは届出制でさせていただき、今後、見極めていきたいと思っています。

【溝上会長】
今のところはそのようになっているということですね。
熱海の盛土については、これと同じような届出ですか。届出をしても届出どおりに施工しておらず、後は知らないということであれば、あのようなことが起こり得ます。今回は太陽光発電施設なので、斜面が崩れたときにはパネルが落ちてきて大変だと思われます。これは参考事例になるかどうかわかりませんが、しっかりやってもらいたいと思います。

【事務局】
熱海の場合は、静岡県のほうで盛土の条例を策定していた中で、山の上での土の造成ということで、決められた面積以上の盛土をしている、あるいは産業廃棄物を埋めている等、いろいろな諸問題が出てきていると聞いています。この盛土の対策につきましては、国のほうで盛土等規制法という新しい法律が先日成立しておりまして、来年の夏あたりに法律が施行になります。こちらにつきましては隙間のない規制ということで、盛土について許認可制にできるという法律が別途検討されているところです。

【溝上会長】
熱海の盛土のような被害が出てからでは手後れの場合があるので、今回の太陽光発電施設の場合についても先読みしてしっかりしたものにしておく必要もあるのではないかと思ったところです。盛土に限った話ではなく、このようなスキームのものはすべてです。

【松村委員】
太陽光施設は実際誰が設置しているのかというと、少なくとも私が知ってる限りでは、例えば、学校行かなくなった子供たちが安く雇われて、現場で安く働かされて、こんなふうにするんだよって言われてやっているだけです。専門業者がきちんと設置しているような印象ではありません。恐らくそれが現場の現実だと思います。そうすると、たとえこのような景観形成基準が出来たとしても、それが現場において実現するとは限らないという現実があるんだということを知っておいていただかないといけません。のんびり構えていて本当におっしゃったとおり台風で剥がされた等、いろんなことがあったときに、少なくともこの現場ではどのようになっているのかという疑問が出てきます。その疑問を受けた行政側がそのままにしておいたときには、行政側の責任になるんだということをわかっておいていただきたいと思います。

【田上委員】
景観に着目して、ご意見を申し述べたいと思います。熊本市内から熊本空港を利用するとき

に一番近いルートは、健軍自衛隊の横を通って、第二空港線に入るルートだと思います。第二空港線に入ってすぐ道路の目の前に見えるのが、益城町にある太陽光発電施設です。私はあれを見るたびに心が掻きむしられるような痛みを覚えます。緑の斜面に銀色のパネルが並んでいて山肌が傷つけられたような痛みを感じます。要するに、景観を破壊されたという意識が私の中にはあります。それから、聞いた話ではカナダのファンドが建設しているとのことです。

皆さんご存じのように、発電したときには私達の払う電気料金に上乗せされて徴収されます。その徴収された上乗せ分まで、日本ではなくて、外国に行ってしまうような施設になっています。そのような私たちのお金が外国に行った上に、自分達の共同の景観が阻害されているということに憤りを感じるところです。

さてお尋ねですが、私が今問題に挙げたのは地域外の問題点ですが、熊本都市圏で同じような計画は準備されているのか、もう既に行われ、やられているのか。また、その場合の他市町村または県との協議などが行われているのかお尋ねいたしたいと思います。

【事務局】

熊本県のほうでは4月に条例の改正をされております。このスケジュールにもございますが、届出制につきましては、10月1日から開始していきたいと考えております。

【田上委員】

これは熊本市だけの計画ではなくて、市域を含めて県内で広範に進められている計画だと理解していいのでしょうか。

【事務局】

熊本市域内は熊本市の権限になりますので、熊本市の方でやっていくのですが、県も同じような流れでされておりまして、県と合わせて10月1日から運用を開始するつもりで一緒に進めています。

【田上委員】

もちろんそういった問題点も協議した上でということですね。いろんな問題点も共有していただきたいと思います。やはり景観というのは、局地的な問題ではなく、広範な問題なので、広範に連携を取っていただきたいと思います。

【溝上会長】

災害等で流れ出したり、今おっしゃったように設置が雑で倒れるということはありますが、それだけではなく、太陽光発電は代替エネルギーとしてこれからとても大事であると思います。大事にしなければならないものの、そのバーターとして景観が崩れるというのは良くありません。上から光が当たるようにすればいいので、影にならない範囲で直接見えないように周りに木を植える等してもらえればよいと思います。

例えばフランスでは、道路の横に駐車場をつくるときには、中が見えないように必ず木を植えなければなりません。日本だと幹線道路の横にクレーンがたくさん陳列して景観を崩しているところは山ほどあります。クレーンの中古車を売るところだと思いますが、そういう所は周りに木を植えればいいと思っています。

景観計画の中で何か工夫をしてそういうことをやるのが景観条例であると思うのですが、それほど堅いものをつくるわけではないのでもう少し工夫が出来ないものかと思います。

【亀崎委員（宮島代理）】

今委員の方からありましたように、行政区に限定することなくユーザー目線で考えることも重要です。例えば、熊本空港に下り立った方が熊本市に向かわれるときに、最初に通るのは第二空港線が一番多いです。ここは県の管轄範囲になりますので、熊本市の管轄範囲と連携していくことが必要だと感じております。先ほど話に出ておりますが、県でも同様の計画基準の見直しを行っています。その際は熊本市と情報共有を図りながら進めたということと、この第二

空港線の課題として、今会長のほうからご指摘がありましたように、ちょうど２年程前に景観に関するルールが少し画一的過ぎではないかという課題が生じています。例えば、建物の高さについては10mの高さを超えたものは駄目です。しかし、よくよく考えたら景観というのは見る側の目線ですので、例えば窪地にあるものは、阿蘇の雄大な景観等に対して邪魔にならないならば、10m超えていいのではないか、逆に高いところにあるものは目に飛び込んでくるので、もう少し高さを抑えてもらうことはできるのではないか等と考えています。

実際に届出があって、樹木を植えるような方策や、建築物等の高さが際どくて行政だけで判断に迷うような場合は、景観審議会に諮って第三者の目線や専門家の目線でご判断いただいて、許可するのかどうか判断する等の取り組みを県の方ではやっております。

そういった状況もできる限り熊本市と共有して、一体的に熊本都市計画区域の景観が良くなるように一緒に努力してまいりたいと思っております。

【溝上会長】

ありがとうございました。ほかに何かご意見はありますでしょうか。

【相藤委員】

先ほどの説明で、景観形成基準において敷地内は極力緑化に努めることや、既存の樹木がある場合には環境に生かす等、いろいろな決まりを入れてありますが、山肌であれば割とできるかもしれませんけども、民家の真ん中あたりに太陽光発電施設が設置されたときに、この景観形成基準がどのような形で適用されるのか疑問に思うので、構想をお聞かせ願いたいと思います。また、地域に見合った樹種というのがありますが、熊本市の場合ではどういう木になるのかわかりませんでしたので、ご説明をお願いしたいと思います。

さらに、私の知っているところでは、農地に太陽光発電施設を設置してあるところがあるのですが、民家の５メートルぐらいのところまで迫っているため、反射して、その住民の方が目が悪くなったという事例を聞いたことがあります。そういうことがある以上、民家の中に設置されるならば、材質や設置角度等の基準を厳しく決めていただくことを要望いたします。

【溝上会長】

ありがとうございました。確かに今は街の中心部でも空いてるところがあれば太陽光発電施設がありますね。事務局のほうからは何かありますか。

【事務局】

いろいろとご意見をいただきました位置・高さ・形態・色彩・材料、敷地の緑化に関しましては、景観形成基準に記載しておりますが、様々な地形や場所、位置関係でいろいろな条件が想定されると思いますので、その場所に応じた景観への配慮をお願いして、良好な景観の形成が図れるよう指導していきたいと思います。

【相藤委員】

その地域に合わせた樹種はどのようなものを考えていらっしゃるのですか。

【事務局】

景観への配慮を考えていますので、基本的には常緑樹が好ましいと思っております。場所にも因りますが、さくら通りやけやき通りのように地域に応じた樹種がある場合は、その辺も配慮していただくようにお願いしていきたいと考えています。

【田上委員】

補足が出来たらなと思って手を挙げました。以前、熊本市では横浜国大の先生を講師として招いて、緑化を進める上での職員研修会を開きました。そのときにおっしゃったのが樹種としては、シイ・タブ・カシ、それから、混植、密植でした。今の職員の皆さんの中にもご指導を受けられた方がおられるかと思いますが、市の職員には緑化の専門職もおられますから、こう

いう場合の指導にあたっての助言なども、庁内の職種ごとで連携が取れるんではないかなと思います。その辺も工夫していただいて、実のある行政指導をしていただきたいと思います。

【大嶌委員】
先程、認可と届出ということが出ましたが、宇城市松橋町に産廃処理場があって、地下水が汚染しています。そこは県が認可はしていませんでした。また、責任問題で相当揉めました。認可だからその責任を問うとか、届出では関係ないとかじゃなくて、届出も一応許可はするわけです。そこをしっかりしていないと、後でいろいろなその被害や災害が出たときにお互いが困ります。当時は認可ではなくて届出だったからだということで立入検査もあまりしていないようですが、事業者に責任を取ってもらおうと思ったところで、事業者の会社が倒産していれば、土地の持ち主に責任を取ってもらうことになり、持ち主からすればだまされたように思い、責任を取る人がいない状況になる。簡単に届出として認めてしまうと、後々何かあった場合が困りますので、その点をよろしくお願いします。

【溝上会長】
ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりと思います。計画という割にはあまり計画になっていないという感じを受けます。条項だけ挙げて、こういう場合にはこういう対処をとるようにするというようなのが、もう少しあったほうがいいのではないかと思います。

【田上委員】
追加で思い出して、以前、実際にいろんな部局が集まって植えたところがあります。その場所は武蔵塚公園の向こう側の光の森に行く方向で、豊肥線を渡るループのところにシイ・タブ・カシを混植・密植で職員みんなで植えました。そこは見本になるような場所ですので、通りかかって見ていただくと参考になると思います。

【溝上会長】
事務局には今回出たような意見を都市計画審議会からの意見としていただきたいと思います。
それでは最後に、次第の 4、状況報告が 1 件ございます。「集落内開発制度の災害リスクへの対応について」事務局より報告をお願いします。

【事務局】
集落内開発制度の災害リスクへの対応について前方スクリーンを用いて説明します。はじめに、これまでの取り組みや、附帯決議の内容等についてです。令和 2 年 6 月の都市計画法の改正を受けまして、令和 3 年 10 月、本審議会で法改正の概要についてご報告しました。次に、令和 4 年第 1 回定例会にて、条例改正にあたり附帯決議を頂いております。その後、本審議会で、頂いた附帯決議を含めた条例改正についてご報告しました。先月の第 2 回定例会にて、「今後の進め方（案）」を報告し、この度、本審議会で、同内容についてご報告、意見聴取に至っております。
附帯決議では、土砂災害警戒区域も安全上の対策を条件に付して集落内開発制度から一律に除外しないことや令和 7 年までの猶予期間を設けること等について附帯決議を頂き、大変重く受け止めているところでございます。本市といたしましては、過去の自然災害の実績や事例を踏まえ、土砂災害警戒区域に関する有識者等への意見聴取や同一都市計画区域の運用を定める県等と協議・調整を行っているところであり、慎重に進めてまいりたいと考えております。
続きまして、本市の取扱い案についてご説明いたします。まず、近年、県内で発生した自然災害の状況について、国土交通省等の資料を用いてご説明します。こちらは、令和 2 年 7 月豪雨の状況です。球磨川流域では、線状降水帯が形成され激しい雨が 8 時間にわたって連続して降り続き、基準地点上流域の流域平均雨量は人吉上流で 12 時間 322 ㎜、横石上流で 346 ㎜を記録しており、想定最大規模降雨量に対する割合は、それぞれ 64％、86％となっております。
こちらは、人吉市を中心とした球磨川水系の想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図でございます。球磨村から人吉市にかけては 10ｍを超える浸水が想定されております。こちらは、令

和２年７月豪雨での氾濫流量の推定図でございます。浸水深8m以上を記録するなど、想定されていた浸水深に近い結果となっております。
　こちらは、芦北町での土砂災害の状況です。黄色で囲った区域が土砂災害警戒区域に指定された区域です。令和２年７月豪雨では、中央部から下流部にかけて青枠で示すように土石流が発生しており、家屋被害が出ております。
　こちらは、平成28年の熊本地震で特に被害が著しい南阿蘇村周辺の土砂災害の状況です。熊本地震では、190件の土砂災害が発生しています。
　こちらは、立野村での土砂災害の状況です。土砂災害警戒区域内まで土砂が流れてきたことにより、複数の家屋等に被害が出ております。
　こちらは、土砂災害警戒区域の取扱いに関する有識者意見でございます。土砂災害警戒区域の指定は新たな開発を抑制するために指定しており、法改正の趣旨からも除外するべき、といったご意見や、洪水は、河川や降雨状況によってある程度予測が可能。一方、土砂災害は、降雨状況のみならず、地震や地形・地質条件に起因するなど、災害発生の予測・規模の想定が難しく、擁壁の設置等の安全上の対策が困難であることから、土砂災害警戒区域内の居住は好ましくないといったご意見を頂いております。
　続きまして、こちらは熊本県がお示しした取扱い案でございます。浸水による災害リスクの高いエリアを、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深 3.0m以上の区域としており、安全上及び避難上の対策を許可条件に付すか、避難場所への確実な避難が可能な区域として市町が指定する区域については、集落内開発制度指定区域から除外しないこととしております。安全上及び避難上の対策の例として、居室の高床化、敷地の地盤の嵩上げ、居室の高床化に準じた対策として、屋根への避難上の有効な開口部を設けたロフトを想定浸水深より上に設けることとしております。また、土砂災害警戒区域については、従前から集落内開発制度指定区域から除外されています。昨日から、この取扱い案についてパブリックコメントを実施されています。その後、令和５年４月からの運用開始を予定されています。
　本市としましては、同一都市計画区域内で整合を図ることを基本としつつ、附帯決議等についても、本審議会や地域、関係団体等へ説明し、意見聴取を行うこととしたいと考えております。説明は以上となります。

【溝上会長】
　本件につきましては、議会や地域からも意見があがっており、災害から生命を守るという都市計画法改正の主旨と、地域コミュニティの維持という集落内開発制度の主旨のバランスがとれた取扱いについて検討されております。今回は、この報告案件について、委員のご意見を伺いたいと思います。
　ちなみに、本日は、欠席されていますが、防災の専門として臨時委員になっていただいている竹内委員からも、私の方に意見をいただいておりますので代読させていただきます。気候変動等の影響により、これまで災害を経験していない地域が被災したり、災害の規模や頻度が変化をしています。ハザードマップによる浸水想定や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定は、これまでの教訓や科学的知見に基づき行われているものです。「これまで被災していなかったから」や「これまで想定されていなかったから」、「開発計画があるから」ではなく、発災前にハザードマップや法指定に基づきリスク回避の対策を行うことが人命や資産を守る上で重要です。
　土砂災害防止法は1999年6月29日に広島で発生し、32名が亡くなった豪雨災害の教訓を機に定められたものです。災害が発生し人命が失われてから後悔し改めるのではなく、既に想定されているリスクを軽減することが防災・減災の基本であることからも、土砂災害警戒区域に指定されている地区を集落内開発制度から除外することが重要であると言えます。また熊本地震時の立野地区での土砂災害に代表されるように、土砂災害は豪雨だけでなく地震でも発生することも考慮するべきです。
　浸水については、県のように２階建てなど条件付き許可とする場合でも、高齢者が実際に階段を昇ることができるのか等の確認や支援体制を含めたソフト対策との組み合わせが重要だというご意見でした。それでは、委員の皆様のご意見やご質問を頂ければと思います。

【寺本委員】
どこまで想定できるかというのは限度があります。今回の規制をかけるというのは、あくまでも集落内開発制度区域についてが話題になっておりますけれども、建て替えや分家住宅についてはそのままで問題ないというような取扱いになっています。ということは、根本的な災害対策の観点からすると、本当はその地域にはもう住めない、もしくはさっき例示があったような２階建て、盛土、あるいはロフト等の条件を付さないといけないということになります。本市の進め方として、意見聴取を行うとなっていますが、もう既に意見は出ているわけです。今回はどんな意見を聴取するのかを確認したいです。
それぞれ該当地域からは、猶予を設けてほしいという要望が出されております。当然、猶予した期間に想定外の雨が降り、災害が起こって死者が出たとしても、そのときに行政に対して責任を問うかどうかというのは難しい問題かもしれませんが、日本全国、一昨年示されたハザードマップによる災害対策ができるのかというと不可能だと思います。逆に集落内開発制度地域に住んでる方々から言わせると、この市役所も6m浸水するわけです。街中が6m浸かったら街の機能は失われてしまうのに、どうして集落内開発制度区域だけが対象なのかということに対する不満があります。市街化区域の中であれば、高層建物があるため垂直避難が可能ということで人命は守れるということですけれども、市街化区域の中でも高層ビルばかりではなく、平屋建てもたくさんあります。そういうことで集落内開発制度区域だけを縛るの論外じゃないかというのが、我々集落内開発制度区域に住む、市民の意見だと思います。
新たに説明し、意見を聴取するということですが、どんな意見を聴取するつもりなのか、理屈は全員わかっていますが、来年の４月からと言われたらあと８か月しかないわけです。８か月の間にどんな対策が練れるかという話になり、それぞれの地域は先祖代々受け継いだ土地を守り、そしてそこに地域コミュニティが発生して、みんな集落内で生活を維持しているわけです。そういうことをいきなり国のハザードマップが出来たから、浸水エリアになったからという理由で規制をかけるというのは余りにも行政の横暴であって、関係団体・地域からも要望書が出てます。我々は議会において附帯決議をしたわけですが、一番市民を代表した意見となっています。
理論上・法律上というのはおっしゃるとおりだと思いますが、市民の生命を守るためには理想的な形として、先程説明のあったとおりの対策を練ったらいいとは思いますが、それをいきなりされても地域に住んでいる人たちは当然受入れられないと思います。都市計画審議会の中でもいろいろな意見があると思うんですけれども、我々としては市民の意見を聞いたうえで附帯決議を打った以上、要望したとおり、見直しの令和７年４月からにしてほしいというのが意見です。先程の説明の中で県と協議・調整を行うということがありましたが、既に県は来年の4 月からということになってます。熊本市は県とどのような協議・調整をしたのか教えていただければと思います。
県が聞かなかったのか、市が言わなかったのか、行政が責任逃れをするためにするわけではなくて、市民の生活を守る中で市民の願いを聞きながら、どこが着地点かという探らないといけないと思います。行政としては絶対責任を取りたくないので、早くしたほうがいいと思っています。それぞれ地域に住む市民がおられるからこそ熊本市は成り立っているわけですから、その市民の意見を無視してやるというのは非常に横暴だと思います。
何のために、それぞれの校区から代表が来られて要望書を出したのか、そして市民の代表である我々が、わざわざ附帯決議を打ったのかということを重く受け止めていただきたいと思います。重く受け止めているという発言はありますけれども、来月行われる説明会ではどのような説明をするのか非常に興味を持っております。今日は県もいらっしゃいますので、もし熊本市が言って、県が出来ませんというのであれば、大変申し訳ないですが、都市計画は熊本市だけでやるべきだと思います。わざわざ県と一緒に周辺４市町とやる必要はないと思います。熊本市民の声を聞いてやるべきだろうと思います。

【事務局】
熊本県との協議についてですが、県が周辺市町も含めて会議を定期的に開催されております。

熊本市はオブザーバーという形で出席させていただいております。地域からいただいた要望書や議会からの附帯決議のご意見等を踏まえ、県と情報共有をしながら議論を進めてきました。県としては、そういった市の動向も踏まえながら周辺市町と協議を行い、周辺市町から県の方針で理解をいただいたということを伺っております。

【寺本委員】
そのときに周辺４市町は納得したとおっしゃいましたが、熊本市は納得していないわけですよね。当然我々議会が附帯決議を打っている以上、熊本市はそれでは出来ませんという意見は出したのでしょうか。

【事務局】
意見は出させていただきましたが、県としては令和５年でいきたいとおっしゃられました。

【寺本委員】
熊本市は令和５年４月からでは到底理解が得られないということを県に言ったのですか。

【事務局】
県にはその旨話しております。

【寺本委員】
ということは熊本市と熊本県の意見は違うわけですよね。熊本市では受入れられないということであるのに、県の協議会に市はオブザーバーで出席ということが私には理解ができない。熊本市も含めた一つの都市計画圏域内のことであるのに、熊本市はオブザーバーなのか。決定するときは熊本市の意見も当然踏まえていかなければなりません。大変申し訳ありませんが、関係 4 市町の首長と話をしたところ、4 市町の首長も熊本市がそうするのであれば、うちもそうしたいっておっしゃっています。したがって、県の協議会に出席してるのは事務レベルだと思いますが、県がこのようにしたいと言うことに、関係市町村の職員がそれは出来ませんということはあり得ないと思います。県が言うことが必然的になってしまう。今回の制度改正に関係あるのは、ほとんど熊本市と嘉島町と益城町の一部しか該当ないと思われますが、本当にそこに住んでる住民の意見が反映しているのかは非常に疑わしいと思います。県は委員会でも、来年４月１日からというような資料も配って委員会で報告をしてあるようですが、手続上はまだ意見を聞いてパブリックコメントを行うということだと思います。熊本市には旧合併町から意見が出てますけれども、県のパブリックコメントで関係団体と力を合わせて、旧合併町全てがこれはまかり通らないとなったときには県はどうされるつもりか、県の方もいらっしゃるのでお話を伺いたいと思います。

【亀崎委員（宮島代理）】
同一都市計画区域内では整合を図ることを基本とすることが今の根底にある議論だと捉えております。熊本市を含めて２市３町ございますが、その中でこの集落内の条例というものは、熊本市域については熊本市が定められる、それ以外の運用は県が定めるということで、その条例の内容は全く同じなのかと言うと、既に違っております。まずはこの解釈の議論が重要と思っております。その理由として、都市計画区域内での整合というのは、ある程度不公平感等が出てまいります。しかし、都市計画の主体というのは、広域的な都市計画区域内であっても、各自治体の主体性が尊重されるという性格がございます。県が定める市町においては、どのエリアを条例区域として指定するのかという案を各自治体から提出してもらい、それを踏まえて県が指定しているというやり方を行っている状況です。
実際指定をして開発が進むと、例えばその集落内で道路等の幅が大丈夫であるかということがございますが、こういったものは各自治体のほうでの判断となってきます。一気に開発が進んで、住宅が入ったときに、安全に使えるどうかという点については市街化調整区域とはいえ、実際の自主性という観点から判断すると、そこの自治体が道路を少し広げるといった判断が必

要になってまいります。熊本市も政令市ですので、ある程度の裁量があります。
県の考えとしては、整合を図るという観点も必要ですが、一定の独自性というのは否定出来ないとの捉え方をしております。

【寺本委員】
ありがとうございました。
ということは既に県は来年の４月１日から考えておられますが、熊本市が熊本市の特性や、特殊な事情によって一定の緩和的な運用をされても、それは独自性ということで理解できるというようなスタンスということで理解してよろしいですか。

【亀崎委員（宮島代理）】
一方では整合もお願いしているところですが、熊本市の事情でこのようにせざるを得ないということであれば、それは県として否定するものではないというレベルで捉えていただければと思います。

【寺本委員】
市民の皆さんも永久にというのはおっしゃっていません。現在、開発の予定地もあります。例えば城南の場合では、県が保有していた内水面研究所の跡地は現在開発がかかっています。そこは絶対に3m浸水します。それでは開発がストップになってしまいます。県が払下げた土地で開発が出来なくなる。これは一つの事例ですが、市民の皆様、企業の皆様それぞれにも計画の予定があるので、精いっぱい伸ばして次の令和７年の見直し時期までには解決してほしいと妥協することで、各校区から要望があったわけです。私達も市民の意見を聞きながらやっていますので、それはやむを得ないとは思います。
県の方からそういうお話がありましたが、政令市の熊本市が「県がですね、県がですね」と言うような言い訳をすることがあります。県と対等に渡り合って、議論を重ねて、市民の要望を実現していくことが、政令市の熊本市であるべきだと思います。この都市計画に限らず、農業振興地域の見直しもそうですが、県が言ったからというだけではなく、熊本市はこのようにしたいという自主性を持って、あくまで市民のほうに目線を向けた制度になるように研究をしていただきたいと思います。
それともう一つございます。令和７年に見直しを行う前に、今、熊本地震があって、震災対策には補助が付きます。ということは、どうしても浸水対策を行った２階建てにしなければ許可が出ない、あるいはロフトをつくって屋根の上に逃げる経路を造らないといけないのは新たな市民の負担になります。そういうことで震災対策も浸水対策も一緒だと思うので、そういった補助制度も検討した上で、運用開始をしないと、一方だけ補助があって、一方には補助がないというような形になります。土砂災害危険区域も一緒です。土砂災害特別警戒区域から出れば300万の補助が出ます。そういうことを運用するに当たって、きめ細やかな制度の実施にあたる基準等を検討した上で、運用を始めていただきたいと思います。

【松村委員】
私も熊本県に全部従うのはおかしいと思っていて、熊本市は熊本市で独自に決めればいいと思っています。今のお話に反論するわけではありませんが、少なくとも市民が市民がとおっしゃるけれども、私は少なくともこれを争点に選挙した覚えはありません。議会で附帯決議をつけられたのは、恐らく一部の方のご意見だと思います。令和７年までということであれば、令和７年までの危険に対してはどういう対応をしていくかということも考えられたのかどうかお聞きしたいと思います。

【寺本委員】
先程冒頭に言いましたように、想定外の災害というのは1000年に１度の降水量がハザードマップに反映されてます。ただ1000年に１度という雨を誰が見たことあるのかというと、先程の人吉の話で言うと想定最大規模降雨の60%となっていますが、想定最大規模降雨というのは

何を基準に算出したのかということになってきます。行政はそういった 1000 年に１度の降雨量が計算できるんだったら、そうならないように災害対策は何をしてるんでしょうか。どんなことをやってくれるんですかということになります。一番手っ取り早いのは避難所があれば、こういった規制を設けなくてもいいですよという逃げ道が１つあります。

しかし、何千人もの住民が住んでいる場所に一気に避難できる場所を行政が確保するのは到底困難です。作ろうとしても年数もかかりますし、そういうことも踏まえた上でいろんな検討を重ねて、令和７年までに今ご指摘のあった災害があったときに、行政に対して市民が何らかの賠償を問うかというとそれはあり得ないです。というのは、先程一部の市民とおっしゃいましたけれども、全て自治協議会の代表の皆さんが話合いをして総会で意見をまとめられて要望書が出てます。出ているのは富合校区、そして城南の３校区で、一部の市民のために意見を出しているわけではなく、どうしても全員に署名をもらうわけにはいきませんので、それぞれ組織で成り立っている関係組織の代表者の皆さんの連名で、要望書は出ております。関係団体の部分は私たちは見ていないためわかりませんが、不動産関係、建築関係の団体からも出てるんじゃないかと思います。組織の代表の名前で要望書が出ておりますので、全部の市民に意見を聞くというのは大変なことです。

これから説明会をされるとのことですが、大体来られて、五、六十人じゃないでしょうか。校区ごとに２回の説明会を予定されていますが、説明会に出て来られるのは残念ながら校区で五、六十人だと思います。個別に地域で意見を伺ったり、自治会の寄り合いなどで聞くと、こういうことは困るとおっしゃるのが実態です。当然のことだと思います。皆さんそれぞれが土地を所有されておりますので、自分の所有する土地は全く開発が出来ない土地になってしまうっていうことになると、抵抗があるというのはやむを得ないことだと思います。できるだけ市民全員にそういう話をしたいのですが、執行部には、土地所有者全員にアンケートを出すようお願いをするのですが、これも相当な労力が要るので、全ての地権者に出すのは不可能だと思います。地域地域で説明会をして、それぞれ地域の代表の皆さん方の意見を聞いて取りまとめたのが要望書であり、我々の附帯決議であります。

【松村委員】

私がお聞きしたいのは、議会で令和７年までということで附帯決議をされたのであれば、令和７年までの間にもし何か起きたときのためにはこういうことをするので、令和７年までは一旦これを待ってくれと、それまでに起きる危険に対してはこういうふうにして対応しようと思うというようなのがあってこそこれが出てきたんだと思うんですけれども、それについてはどういう対応をしていこうと、それによって危険をできるだけ回避するようにしようというふうに考えられているのかどうかということを聞きたいと思います。

単純に時期を伸ばそうというだけではなく、代わりに何をするから令和７年まで待ってもらっても大丈夫だと思うということがあってこその７年までの延期だと思います。

【寺本委員】

令和７年まで伸ばすとは何を根拠としているのかということですが、3m あるいは 6m 浸水するというハザードマップが配布されたのは一昨年だったと思います。もう２年経過しますが、既に今日でも２年間はそのままの放置状態となっています。これをどんな猶予したから猶予期間の災害対策をどのように考えているかと言われるとそれはあり得ないと思います。今日もしかすると 1000 年に１度の雨が降ったらどうしようもなかったという話になります。そういうことを想定すると、猶予期間の設定が困難だと思います。あとは全ての人の同意が取れていれば、それはやむを得ないことだと思います。

1000 年に１度の雨に対応できるような災害対策をすることが一番肝心なことであって、しかしそれも限られた予算そして全国でやらなければならないことなので不可能なことだろうと思います。そういった状況の中で、皆さん暮らしていらっしゃるので、市民の意見をよく聞きながら、できるだけ要望に沿えるような形で考えたときに、次の見直しの令和７年までということで要望いただいているわけですけれども、令和７年までに災害があったときに、猶予したから必要になったというような話にはつながっていかないと考えております。

【松村委員】
例えば東京電力が責任問われてるのは、原発事故が起きる前に危ないのではないかという意見があったものの、大丈夫だろうと言って、無視して地震が起きた。だから責任が問われているのです。あの震災が起きて、人吉で災害が起きて、今このようになっていて、今年も浸かるかもしれないと思いながらやっているというのは、恐らく日本中全員だと思います。そういうのだとわかっていても、今日起きたら間に合いません。しかし、だからこそできるだけ急ごうとしている。そのときに敢えてそれを延ばそうとするならば、延ばした分だけ何かの対策をするというのは、これは議会で決めた以上は議会の責任になるということを考えておかないと、それは無責任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【寺本委員】
議会の責任無責任と言っておられると非常に答えにくいのですが、我々はもちろん市民の意見を聞きながらやっています。我々が仮に来年の４月１日からやりますと言ったときに、市民の納得が得られているかどうか。今おっしゃるように、令和７年までに災害があるかもしれません、それでもあなたは文句を言いませんかという説得をすることは到底不可能だろうと思います。今の状況で、市民がどのように考えているかを踏まえて我々は附帯決議を打ったわけでありまして、附帯決議で延ばしたからといって、我々議会が浸水対策として堤防をかさ上げすることなどは不可能です。そういった理解の中で、これは出来なかったことであるので、延ばすから我々議会で執行部に予算要求をさせて、浸水の原因となる部分を改修したり、堤防を上げるといった対策は不可能だと思いますので、そういった中で附帯決議を行ったものです。

【松村委員】
令和７年まで延ばすからには代替する案を議員さんが率先して動かないと、関係団体の権益を守るために延ばしたとしか聞こえません。関係ない一般市民の方としては、もっと早くそういうのがあるってわかっていたら言ってくれればよかったのにと思います。議員さん方は、これを何の対策もなく令和７年に延ばして、即責任とれるのか疑問に思います。急に対応は出来ませんと言われても理屈は分かりますが、令和７年まで延ばして猶予期間があれば何とかなるというのであれば、それまでの期間は代替策として安全策が出せないのであれば、これは無責任ではないのかと思います。

【寺本委員】
議会が無責任とおっしゃいますが、私も行政に振るわけではありませんが、行政がそういう災害が起こらない状態に取り組んでいるということであれば、こういった問題は発生しないのであって、行政の試算だとは思いますが、ハザードマップでほとんどの地域が3m以上浸水するというデータを出してきました。しかし、そのデータさえ市民の皆さんは理解をしておられません。到底理解が出来ないわけです。先程、本日欠席の竹内委員の話の中で、これまでなかったから、今後もないとは限らないというご指摘がありますが、そのとおりだと思います。今住んでいる人達に、その話をしても本当に理解して受入れていただけるかは分かりません。これが令和７年まで延ばしたからといって、不動産の売買においては、既にここは浸水想定区域であると理解した上で、2 階建てを建てられるのか、あるいは別の場所に建てられるのかということは猶予期間中でもあり得る話です。
現在住んでいらっしゃる方たち、あるいは、新たにその地域に入って居住をしたいと考えていらっしゃる方々に情報は必ず伝えないといけません。行政のほうから開発許可を出すときには伝えるのではないかと思います。
先程言いましたけれども、そういった制限・規制・条件を付けるに当たって、耐震関係には助成がある一方で、浸水対策でロフトをつくること、3mの盛土をすること、必要のない２階建てを、敢えて２階建てにすることには何らかの助成制度を設けていません。片方は優遇されて片方は優遇されないという状況です。この制度を運用すれば、緻密な意見の聴取をして、いろいろな条件をつくって市民の皆さんに理解していただいてから施行しないと、どうして私だけ

ということになります。これが、市内全域をこのようにするのであれば全く話は出ないと思います。

この集落内開発制度が導入された経緯というのもありますが、どうしてそういうことに対して国が制度をつくったかという事も考えますと、周辺地域の衰退につながらないように設けた制度と思われますので、集落内開発制度区域に対してのみ、こういう規制を設けるというのはその集落内開発区域に住んでおられる方としては、すぐ受け入れることは非常に難しいというのが現実だと思います。だから我々も猶予する期間に何らかの対策を考えろと言われても、我々も何ともし難いというのが本音です。執行部に対して何とかしなさいと言うことは、執行部に対してかわいそうだと思いますので、ある程度、相互理解の中でやっていくしかないと考えております。

【松村委員】

結局のところ、重たい行政がやっと腰を上げたわけです。言うならば直接民主制で上がっている皆さん方がそれを止めるわけです。仮にそれを止めたとしても、そこに対して対策は何も考えていませんとおっしゃられ、都市部もすべてやるのであれば分かるよっていうのであれば、都市部も全部やるという議決をするべきであって、危険を何とか少なくしようと思っているところをそこは危険のままでいいからと判断して、対策は何も考えない以上、それを言われても難しいからといって、言ったら現状維持であるのは昔の事なかれ主義の行政に近い感じがします。皆さんは市民の直接民主制で選ばれていらっしゃって、市民の命を守るのが責任ではないのでしょうか。自分の出てきた選挙区だけじゃないですよね。全市民守るのがそうなんでしょう。それをするには時間がかかるから、それまでの間はこういうことをするとみんなに周知しようとか、そういうのを考えるのは議員の責任ではないのかということを私は思いました。

【溝上会長】

議員さんだけにいろいろ言うのも、この場では余りふさわしくないと思います。何か今のことに対して、行政の方からどういうことをやろうとしてるのかを少しお話しいただけると少し安心されるかもしれません。

【事務局】

本日はいろいろとご意見をいただいてありがとうございます。これにつきましては先程から話が出ておりますように、熊本県との関係でありますとか、熊本市の考え方でありますとか、そういったところで、まだ熊本市としては、考えを決めているわけではないということでございます。先程、地域からの要望というお話がありましたが、全市的に見れば集落内や土砂災害警戒区域というものが、昨年度はコロナの関係もあり、中々説明会等もできずに今日のような議論に至っております。自分のお持ちの土地がそういうところにあるというのをご存じない市民の方も非常に多くいらっしゃいます。そういった方に対して、まずはそういう土地であるというのを、説明すべきではないかというところでございます。本日は議論もいたしましたし、今から地域の説明会もやっていきたいと思っております。

その土地をお持ちの方が、自分の土地はこのような土地であるということを知っていただくということと、こういうことを考えているんだということをまずは理解していただきたいということを思っております。更には皆さんそれぞれに考えていただきたいということも意味として含んでおりますので、議論をお願いしたというところと、説明会などもしていきたいと思っています。本日は意見を頂きましてありがとうございます。

また、そういう地域の声、地域以外にもいろんな関係の団体等についても、私どもも今後意見交換を行う機会を持っていきたいと思っておりますので、そのようなところで出たご意見も踏まえまして、またこの都市計画審議会でもご意見をいただきたいと思っています。

【溝上会長】

今までの議論から言うと、いろいろと検討した結果、県と同調することも有り得るものの、別物だというスタンスで臨んでもらいたいということでよろしいでしょうか。是非そうしてい

ただきたいと思います。また、事務局のほうからありましたけども、コロナでなかなか地元に入っていくことが出来なくて、危険すらまだご理解いただいてないようなところもありますので、その辺りをもう少ししっかり意識してもらうと同時に、こういう考えを今持とうとしているということを広めていただいて、それに対するご意見をしっかり聞き、県と同調するかどうかは分かりませんが、それを基に市は独自に対策を立てるというやり方で行うということが今のところの共通認識のように思いますが、よろしいでしょうか。

【一同】
　了承。

【溝上会長】
　本件については、引き続き都市計画審議会でもご報告いただきながら、皆様からのご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。本日の議案・意見聴取並びに報告案件は以上でございます。各委員におかれましては、熱心にご審議いただきまして誠にありがとうございました。これをもちまして本日の審議を終了いたします。事務局へマイクをお返しします。

【事務局】
　委員の皆様には、長時間に亘りご審議頂き大変有難うございました。
　それでは、これをもちまして、第 47 回熊本市都市計画審議会を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。